

## 学友会

本会は「朝日医療大学校学友会」と称し、在校生全員によって構成されます。学生同士の親睦会や学校の教育活動、諸行事の主体的開催者となり、それらの円滑な推進と学生生活の充実を図る目的で結成されています。運営委員は原則としてクラス委員長で構成されています。

## 同窓会「岡山朝日会」

本校には卒業生・教職員で組織されている「岡山朝日会」と称する同窓会があります。「岡山朝日会」は、会員相互の研鑽や親睦を図るとともに母校の発展と各専門分野の向上に寄与することを目的とする会です。卒業後も同窓生相互の結びつきや、母校との結びつきが重要となります。

# 朝日医療大学校 学友会会則

[制定] 平成 28 年 4 月 1 日

(名称)

第 1 条 本会は朝日医療大学校学友会（以下、本会という）と称し、本部を朝日医療大学校内に置く。

(会員)

第 2 条 本会は朝日医療大学校全学生をもって組織する。

(目的)

第 3 条 本会は、朝日医療大学校の教育活動に賛同し、学生相互の協力による自主活動によってよりよき学園生活を形成するため、学習、福利厚生、親睦等の円滑な推進を図ることを目的とする。

(権利と義務)

第 4 条 本会会員は、前条の目的達成のため、次の権利と義務を有する。

権利

- (1) 本会の各機関の役員を選出し、かつこれに選出されること
- (2) 本会のあらゆる活動に自由に参加し、かつ意見を述べること

2 義務

- (1) 会費を定期に納入すること
- (2) 学友会の決議に従うこと
- (3) 総会に出席すること

(機関)

第 5 条 本会は、第 3 条を達成するために、下記の機関を設置する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 会計監査委員会

(役員)

第 6 条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 書記 2 名
- (5) 幹事 2 名
- (6) 運営委員 3 2 名（クラス委員と兼ねる）

(役員を選任)

第 7 条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長は、総会において運営委員の中から選出する。
- (2) 副会長・会計・書記および会計監査は、運営委員から選出する。
- (3) 運営委員は各クラス委員で構成する。

(役員役割)

第8条 各役員役割は以下の通りとする。

- (1) 会長は、学友会の代表として本会の運営にあたり、業務の統括を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (3) 会計は、学友会の会計業務及び決算報告を行う。
- (4) 書記は、運営委員会、総会等の議事録作成、保管を行う。
- (5) 幹事は、必要に応じて学友会の役員業務を補佐、代行し、収支について

も

監督する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

役員に欠員が生じたときは運営委員会の議を経て欠員を補充する。これによって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会は若干の顧問を置く。

- (1) 顧問は、教職員の中より、運営委員会の議決により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、学友会の諮問に応じる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき第6条に定める役員を招集し、次の事項を協議または決議する。

- (1) 会に付議する原案
- (2) 本会の運営に関する諸事項
- (3) 内規の制定および改正
- (4) その他緊急事項の協議

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、本会学生全員をもって構成し、会長が招集する。

総会は毎年1回以上開催し、総会には議長を置き、会長をもって充てる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則および細則の制定ならびに改正に関する事
- (2) 事業計画および予算の審議
- (3) 事業報告および決算の承認
- (4) その他、総会に付議する必要を認める重要事項

3 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状含む）をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

（経費）

第13条 本会を運営するための費用は年会費および寄付金その他の収入をもって充てる。

（会費）

第14条 本会の会費は、年額6000円とし、前期授業料とともに徴収する。（ただし1年次は教材・教具費とともに徴収する）

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。帳簿は会計が管

理し、財産は本学が安全な方法で管理する。

（予算・決算）

第16条 本会の予算・決算は運営委員会で決定し、総会での審議、承認を受けるものとする。

（会計監査委員会）

第17条 本会は会員のうち会計監査2名と本学学友会経理担当者と構成される会計監査委

員会による会計監査を受けなければならない。

（サークルの結成、活動）

第18条 サークルの結成に関しては次項によって行うものとする。

（1）サークルを結成したい者は、本会会員の有志5名以上をもって組織され、

代

表者1名を選出する。代表者は所定の申請用紙に必要事項を記入し、会長に

願

いでなければならない。

ただし、新サークル結成の申請書は毎年4月のみ受け付ける。

（2）サークルの創立申請書が提出された場合、会長は学友会顧問と協議の上、所定の手続きを行い、学校長の承認を得て、創立を認めることができる。

（3）各サークルとも所定の手続きにより学友会予算の配布を受けることができる。

## 2 サークル活動

（1）各サークルの代表者は毎年1回、所属会員名簿及び前年度活動状況報告書

を会

長に提出し、通常総会でサークルの継続を承認されなければならない。

（2）サークル活動の維持が困難な場合は、休止届または廃部届を遅延なく会長

に

提出しなければならない。

- (3) 各サークルが学校を代表して参加する大会は岡山県専門学校体育大会等の岡山県内で行われる大会に限定されるものとする。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

## 岡山朝日会会則（朝日医療大学校同窓会）

（名称）

第1条 朝日医療大学校同窓会は岡山朝日会（以下本会という）と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、岡山市北区奉還町二丁目7番1号 朝日医療大学校朝日サポートセンター学友会・同窓会連携室に置く。

（目的）

第3条 本会は母校の建学の精神に副って医療の研究と技術の研鑽をはかると共に、教育方針に積極的に参画し、さらに会員の資質向上を図り、生涯に亘り研鑽を積むことが出来、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行なう。

- (1) 職種間連携教育・生涯学習の推進
- (2) 医療の学理ならびに技術の研究

- (3) 医療技術の普及
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 学校、学生への教育的支援
- (6) 会員名簿、その他必要と認める出版物の刊行
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

- ・朝日医療大学校卒業生
- ・朝日医療専門学校岡山校（朝日医療技術専門学校・朝日医療専門学校）同窓

会会員

- ・朝日リハビリテーション専門学校同窓会会員
- ・ベル・アポロニア会会員

(2) 準会員

- ・朝日医療大学校に学生として在籍する者

(3) 特別会員

- ・朝日医療大学校の教職員その他関係者であって、本会の目的に賛同し本会評議員会の承認を得た者

(会員の義務)

第6条 会員は氏名、住所等変更した場合は、本会事務局へ連絡しなければならない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員 18名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第8条 本会の役員は正会員・特別会員より、次によって選任する。

- (1) 会長は、評議員の中から立候補し、評議員会において承認された者。
- (2) 副会長は、会長が評議員の中から任命する。
- (3) 監事は、評議員会において評議員より選任する。
- (4) 評議員は、一職種から内部評議員2名・外部評議員1名を原則とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、次の通り定める。

- (1) 役員（外部評議員）の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げないが連続6年までとする。
- (2) 役員（内部評議員）の任期は原則在職中とする。
- (3) 欠員補充による役員任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 役員が辞任または任期満了の際は、後任者が就任するまで、前任者がその職を行なう。

（役員職務権限）

第10条 役員職務権限は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はあらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- (3) 評議員は、評議員会において所定の事項を審議、決議する。
- (4) 監事は本会の財産状況や会の運営を監査し、会議で意見を述べるができる。

（役員職務分担）

第11条 本会に次の各部を置き、会長が指名した評議員が各部の職務を分担する。

但し、会長、副会長及び監査を除く全評議員が担当する。

(1) 庶務部

(2) 会計部

(3) 事業部

(顧問)

第12条 本会に次の顧問を置く。

(1) 朝日医療大学校 学校長を顧問とする。

(2) 顧問は、会務の重要事項について助言する。

(3) 顧問は、評議員会に出席することができる。

(評議員会)

第13条 評議員会について次のように定める。

(1) 評議員会は本会の決定機関とする。

(2) 評議員会は会長、副会長および評議員をもって組織し、必要な時に会長が招集し、会長が議長となる。

- (3) 評議員会は、評議員の過半数の出席で成立し、議事は出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決する所による。
- (4) 評議員会に、準会員である学友会関係者を参加させる事が出来る。

#### (会費)

第14条 会費は、次の通りとする。

- (1) 20,000円を徴収し、終身会費とする。
- (2) 準会員は、卒業に当って、最高学年次の後期授業料と共に納付する。
- (3) 第5条(3)号については、会費は不要とする。

#### (会計)

第15条 本会の会計について、次のように定める。

- (1) 本会の会計は会費および寄付金その他の収入によって運営する。
- (2) 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (Google Mail Address)

第16条 以下の同窓生にはGoogle Mail Addressを付与し、ICT運用規程で定義した「AMCネット」使用を許可する。

(1) 2018年度以前の卒業生で事務局（学友会・同窓会連携室）に申請した者

(2) 2018年度以降の卒業生で会費を納入した者。

(雑則)

第17条 本会会則の施行につき必要な事項は評議員会の決議により別にこれを定める。

#### 附 則

この会則は、平成29年4月1日より施行する。

この会則は、令和2年8月1日より施行する。

この会則は、令和3年4月1日より施行する。